

## I. 契約中の工事及び業務

- ◆対象地域における工事及び業務について、各都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について一時中止等の対応を受発注者間で協議。
- ◆協議の結果、受注者から一時中止等の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、発注者が適切に対応。
- ◆また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、**通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事・業務や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急に必要な工事・業務**については、極力継続する前提で協議。
- ◆対象地域外における工事及び業務についても、引き続き、受注者から一時中止等の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、**一時中止等の措置を実施**。
- ◆工事・業務を継続する際には、適切な感染拡大防止対策を実施。
  - ・「3密」の回避
  - ・業務は極力テレワーク等

## II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

- ◆本通知等に基づき、測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことで、完了が年度を超えた業務については、**当該業務の完了前に公示された案件において、業務実績として評価対象とする**。  
※ただし、業務成績・表彰・技術者評点の平均又は有無については、令和元年度実績の対象にしない。
- ◆手持ち業務量
  - ・本通知等に基づき、測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことで、完了が年度を超えた業務については、**当該業務の完了前に公示された業務において、手持ち業務量に算入しない**。
- ◆ヒアリング
  - ・ヒアリングは**可能な限り省略**する。
  - ・実施が真に必要と認められる場合は、**携帯電話によるビデオ通話機能やWEBによるテレビ会議システム**を活用する。